

県南広域振興局長告示第27号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和6年3月22日

県南広域振興局長 小 島 純

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372600239	特定非営利活動法人ケアセンターいこい	いこいヘルパーステーション・平泉	西磐井郡平泉町平泉字鈴沢64番地1	令和6年4月1日

2 短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370600868	社会福祉法人清智会	特別養護老人ホームさくら爽	北上市さくら通り三丁目7番7号	令和6年3月31日